



令和8年度

富士市勤労者くらしの資金利子補給制度

◆◇ 勤労者の皆さまの生活資金の負担を軽減する制度です！ ◆◇

生活の安定及び改善に要する富士市の勤労者の費用負担を軽減することを目的に、静岡県労働金庫〈ろうきん〉からくらしの資金の貸付を受けた場合に、富士市が支払利子の一部を補給します。

くらしの資金融資のお申込みと富士市勤労者くらしの資金利子補給金の申請は、〈ろうきん〉が窓口となります。

【利子補給の概要】

☆利子補給率	年1.0%
☆利子補給金の負担者	富士市
☆補給対象融資限度額	200万円
☆補給期間	5年以内
☆対象商品	返済期間5年以内のろうきんライフローン・無担保住宅ローン・福祉ローン ※無担保住宅ローン「25（えがお）」を除く

受付期間： 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※受付期間中に貸付を受けた方が対象となります。募集枠に達し次第、受付を終了します。

本制度のお申込みの際、裏面の要件を必ずご確認ください。

ご融資に関するお問合せ

ろうきん富士ローンセンター（ろうきん富士支店2階）

TEL：(0545) 52-8333

営業時間 平日 9～17時（水曜のみ9～19時）

日曜 9～12時、13時～17時

※日曜は要予約、祝日・年末年始は休業日、水曜のみ17～19時も営業。いずれの営業日も一部営業しない日があります。

利子補給制度に関するお問合せ

富士市役所 産業交流部 商業労政課 雇用労政担当

TEL：(0545) 55-2778

（平日8時30分～17時15分）

富士支店(富士ローンセンター)

〒417-0055 富士市永田町2-36 TEL (0545) 53-2525

TEL (0545) 52-8333 (ローンセンター)



ATM 平 8:00～21:00
土 日 祝 9:00～19:00

富士市勤労者くらしの資金利子補給制度のご利用要件

《 令和8年4月1日現在 》

1. ご利用いただけるお客様

【下記の全ての条件を満たす勤労者（原則事業主に雇用されている方）が対象となります。】

- 富士市の住民基本台帳に記載があり、引き続き1年以上居住している方（住民票の写しの提出要）。
- 市税の完納者である方（市税完納証明書の提出要）。
- 前年の所得金額が1,000万円以下の方（所得証明書等の提出要）。
- <ろうきん>が指定する保証機関の保証が受けられる方。

2. ご利用の対象となる費用及び条件

○勤労者本人またはその2親等以内の親族のために要する費用で以下の目的に該当するもの。

- ・医療費
- ・冠婚葬祭費
- ・住宅等の修繕又は改装に要する費用
- ・生活必需品の購入費（※娯楽に関する物品及び自動車・バイク等を除く）

※審査の結果、ご希望に添えかねることもありますので、あらかじめご了承ください。

※その他条件は、ろうきんライフローン、無担保住宅ローン、福祉ローンに準じます。

3. 利子補給の内容

- 補給対象 融資を受けた額の内、200万円以下の金額に係る利子
- 補給期間 5年以内
- 対象の商品 返済期間5年以内のろうきんライフローン、無担保住宅ローン、福祉ローン ※無担保住宅ローン「25（えがお）」を除く
- 補給金の交付 お客様が支払った利子のうち年1.0%分を上期分（4月1日から9月30日まで）と下期分（10月1日から3月31日まで）とし、年2回それぞれ5月末・11月末までに<ろうきん>お取引口座に振込みます。

4. 必要書類

- 市税完納証明書（富士市役所収納課にて取得ください）
- 所得が1,000万円以下であることがわかるもの（所得証明書・源泉徴収票など。所得証明書は富士市役所収納課、またはコンビニエンスストア等にて取得ください。）
- 住民票（富士市役所市民課、またはコンビニエンスストア等にて取得ください）
※その他<ろうきん>が指定する書類（詳しくはお問合せください）。

5. その他

- 利子補給制度の対象となる方が市外へ転出した場合など、市で定める交付の条件に該当しなくなった場合に利子補給金の交付が途中で切り上げになる場合があります。
- 市への申請手続きを静岡県労働金庫に委任する委任状と、市が利子補給制度ご利用者様の個人情報を確認することへの同意が必要となります。
- ライフローン、無担保住宅ローン、福祉ローンに関する詳しい説明書は<ろうきん>店頭にご用意しています。
- 返済額試算は<ろうきん>営業店窓口またはホームページで入手いただけます。